

様式第1号(第7条関係)

岡崎市地域経済循環創造事業費(歴史的風致形成建造物活用事業)補助金
交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)岡崎市長

住 所

氏 名

連絡先

()

(法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名

()本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

岡崎市地域経済循環創造事業費(歴史的風致形成建造物活用事業)補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 事業の目的 岡崎市地域経済循環創造事業費(歴史的風致形成建造物活用事業)
補助金に係る事業

2 指定番号及び建造物名称 第 号

3 補助申請金額 千円

4 補助事業経費総括表

補助対象経費区分(円)				備考
施設整備費	機械装置費	備品費	計	

資金区分(円)				
融資額	公費による補助額		その他	計
	うち市費	うち国費		

(注意) 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額 円、うち補助金 円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5 補助対象事業の実施期日

(予定)令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

様式第2号(第8条関係)

(年度)岡崎市指令 第 号

様

令和 年 月 日付けで申請のあった岡崎市地域経済循環創造事業費(歴史的風致形成建造物活用事業)補助金については、次のとおり交付することを決定しました。

令和 年 月 日

岡崎市長 (市長名)

- 1 事業の目的
- 2 指定番号及び建造物名称 第 号
- 3 補助金額 千円
- 4 補助金事業経費総括表

資金区分(円)				
融資額	公費による補助額		その他	計
	うち市費	うち国費		

- (注意1) 補助額は上記の額を上限とする。
(注意2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額は、交付申請書記載のとおりとする。
(注意3) 要綱の定めるところにより、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき又は資金区分のうち、融資額を減額しようとするとき等は、変更承認申請書を要するので、留意すること。

- 5 交付条件

様式第3号（第9条関係）

岡崎市地域経済循環創造事業費（歴史的風致形成建造物活用事業）補助金
（変更・中止（廃止））申請書

令和 年 月 日

（宛先）岡崎市長

住 所
氏 名
連絡先

（ ）

（法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）
（ ）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和 年 月 日付けで交付申請を行った岡崎市地域経済循環創造事業費（歴史的風致形成建造物活用事業）補助金について、その申請を（変更・中止（廃止））したいので次のとおり申請します。

1 （変更・中止（廃止））の理由

2 変更の内容

変更前の内容	変更後の内容

様式第4号(第10条関係)

岡崎市地域経済循環創造事業費(歴史的風致形成建造物活用事業)補助金
交付申請取下書

令和 年 月 日

(宛先)岡崎市長

住 所

氏 名

連絡先

()

(法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

()本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和 年 月 日付で交付申請を行った岡崎市地域経済循環創造事業費(歴史的風致形成建造物活用事業)補助金について、その申請を取り下げたいので次のとおり申請します。

1 申請を行った年月日 令和 年 月 日

2 申請を取り下げる理由

(注意) 岡崎市地域経済循環創造事業費(歴史的風致形成建造物活用事業)補助金交付決定通知書の写しを添付すること。

様式第5号(第12条関係)

岡崎市地域経済循環創造事業費(歴史的風致形成建造物活用事業)補助金
補助対象事業実績報告書

令和 年 月 日

(宛先)岡崎市長

住 所

氏 名

連絡先

()

(法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

()本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和 年 月 日 岡崎市指令 第 号で交付決定を受けた岡崎市地域経済循環創造事業費(歴史的風致形成建造物活用事業)補助金について、事業が完了したので関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助対象事業の名称

2 補助対象事業の交付金実績額 千円

3 補助対象事業の実施状況 着手日 令和 年 月 日
完了日 令和 年 月 日

4 補助対象経費総括表

補助対象経費区分(円)				備考
施設整備費	機械装置費	備品費	計	

資金区分(円)				
融資額	公費による補助額		その他	計
	うち市費	うち国費		

(注意) 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額 円、うち補助金 円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

様式第6号(第13条関係)

(年度)岡崎市指令 第 号

様

令和 年 月 日付けで実績報告のありました岡崎市地域経済循環創造事業
(歴史的風致形成建造物活用事業)補助金について、次のとおり交付額が確定しました。

令和 年 月 日

岡崎市長 (市長名)

- 1 交付決定金額 ￥,, -
- 2 確定金額 ￥,, -

様式第7号（第15条関係）

（年度）岡崎市指令 第 号

様

令和 年 月 日 岡崎市指令 第 号で交付決定をした岡崎市地域経済循環創造事業費（歴史的風致形成建造物活用事業）補助金について、次のとおり交付決定の取消しを通知します。

令和 年 月 日

岡崎市長 （市長名）

- 1 交付決定金額 ￥,, -
- 2 取消しの理由

様式第 8 号（第 16 条関係）

（年度）岡崎市指令 第 号

様

令和 年 月 日 岡崎市指令 第 号で交付決定をした岡崎市地域経済循環創造事業費（歴史的風致形成建造物活用事業）補助金について、金 円の返還を命じる。

なお、返還の期限は本通知の日から起算して 20 日以内とする。

令和 年 月 日

岡崎市長 （市長名）

様式第9号(第17条関係)

岡崎市地域経済循環創造事業費(歴史的風致形成建造物活用事業)補助金
消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日

(宛先)岡崎市長

住 所
氏 名
連絡先

()

(法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)
()本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和 年 月 日 岡崎市指令 第 号で交付決定を受けた岡崎市地域経済循環創造事業費(歴史的風致形成建造物活用事業)補助金について、要綱第17条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額(要綱第13条による確定額) | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方税に係る
仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 円 |

(注意)別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第 10 号（第 20 条関係）

岡崎市地域経済循環創造事業費（歴史的風致形成建造物活用事業）補助金
財産処分承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）岡崎市長

住 所

氏 名

連絡先

（ ）

（法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

（ ）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

岡崎市地域経済循環創造事業費（歴史的風致形成建造物活用事業）補助金に係る取得財産を処分したいので、次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 総事業費
- 3 補助対象経費
- 4 処分する施設・設備の名称
- 5 処分内容
- 6 処分する理由

（注意 1） 処分する施設・設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。例えば、施設については、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備については、申請時における具体的な用途を記載すること。

（注意 2） 処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）等を記載すること。

様式第 11 号 (第 21 条関係)

岡崎市地域経済循環創造事業費 (歴史的風致形成建造物活用事業) 補助金
事業収益状況報告書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

住 所
氏 名
連絡先

()

(法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)
() 本人 (代表者) が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和 年 月 日 岡崎市指令 第 号で交付決定を受けた岡崎市地域経済循環創造事業費 (歴史的風致形成建造物活用事業) 補助金について、要綱第 21 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業収益状況

(単位 : 円)

補助金 確定額	補助金事業に係る 本年度収益額	控除額	本年度までの補助金事業に係る支出額	基準 納付額	前年度までの補助金事業に係る市への累積納付額	本年度 納付額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	

(注意 1) 「補助金事業に係る本年度収益額 : (B)」とは、補助金事業の実施結果の事業による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費 (外注費、光熱水費、製造設備に係る減価償却費等)、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。なお、(B) が 0 又はマイナスの場合には、(C) (D) (E) (G) の項目については記載しないこと。

(注意 2) 「控除額 : (C)」とは、補助金事業に要した経費のうち、補助対象者が自己負担によって支出した額 (補助金事業に要した経費 補助金確定額) をいう。なお、補助金事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助金事業年度終了より前年度までの補助金事業に係る収益の累積額を差し引いた額 (自己負担額 前年度までの収益累積額) をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助金事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除を 0 とする。

(注意 3) 「本年度までの補助金事業に係る支出額 : (D)」とは、補助金事業に要した経費及び補助金事業年度終了以降に追加的に要した補助金事業に係る経費の合計額をいう。

(注意 4) 「基準納付額 : (E)」 = $((B) - (C)) / (D)$

(注意 5) 「前年度までの補助金事業に係る市への累計納付額 : (F)」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

(注意 6) 「本年度納付額 : (G)」とは、「基準納付額 : (E)」と「累積納付額 : (F)」の合計額が「補助金確定額 : (A)」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額 : (E)」と「累積納付額 : (F)」の合計額が「補助金確定額 : (A)」を超える場合には、「補助金確定額 : (A)」から「累積納付額 : (F)」を差し引いた残額が本年度納付額となる。
 $(A) > (E) + (F)$ ならば $(G) = (E) (A) (E) + (F)$ ならば $(G) = (A) - (F)$

(注意 7) 「補助金事業に係る本年度の収益額 : (B)」の計算根拠が確認できる資料を添付すること。

(注意 8) 要綱第 21 条第 3 項ただし書に該当する場合は、備考欄にその内容を記載するとともに、根拠が確認できる資料を添付すること。